



埼玉県報

第335号
令和4年(2022年)
8月9日
火曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する入札公告（総務事務センター）
- 第51回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- ヘリコプター部品（スタータ・ジェネレータほか13品目）の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- ヘリコプター部品（マルチファンクションディスプレイほか1品目）の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和四年八月二十二日（月）から同年九月五日（月）まで

五 採用予定時期

令和四年十一月下旬又は令和五年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 筆記試験及び適正検査（Web試験方式）

令和四年九月十五日（木）から同月十八日（日）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和四年九月二十三日（金）から同月二十八日（水）までの間の指定する日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 令和四年九月二十三日（金）から同月二十五日（日）までの間

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

ロ 令和四年九月二十六日（月）から同月二十八日（水）までの間

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七
陸上自衛隊大宮駐屯地

八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所にお
いて受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和7年8月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約日から令和4年12月31日（土）までの間は、事務の引継期間とし、この引継期間中は委託料の支払いの対象外とする。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成29年4月以降に国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と種類及び規模が同等以上の業務の受注実績があり、誠実に履行した者であること。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 小暮、白土 電話048-830-2298（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月21日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月20日（火）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月21日（水）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 令和4年9月21日（水）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年8月26日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類に加えて「特例調達契約に係る競争入札参加予定連絡票」を令和 4 年 8 月 26 日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operational support for the Saitama Prefectural Business System and data entry for the Saitama Prefectural Official Travel Expense System from contract date to August 31, 2025.

(2) Deadline for Bidding

By the electronic bidding system: by 10:30 a.m., September 21, 2022

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., September 20, 2022

In person: by 10:00 a.m., September 21, 2022

(3) Contact Information:

Financial Accounting, Official Travel Expense, and Document Management Systems Group

Computerized Administration Center, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-2298

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十一回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和四年十月十四日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和四年八月十二日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和四年八月二十六日（金）から九月九日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千百円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭産上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市谷津二丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）昭産開発株式会社 代表取締役 宮川知幸

埼玉県上尾市谷津二丁目一番一号

（変更後）昭産開発株式会社 代表取締役 吉橋毅

埼玉県上尾市谷津二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計三十者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二十四者

ハ 変更年月日

令和四年七月一日外

ニ 届出年月日

令和四年七月二十日

二 縦覧期間

令和四年八月九日から令和四年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月九日から令和四年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ギャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該計画施設から排出される廃棄物は自ら適正に処理し、廃棄物の減量化と再生利用に努めるよう願います。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例によるアイドリングストップに対する対策を講じるよう願います。
- (3) オープン等の混雑時には店舗付近において交通渋滞が予想されるため、公道利用者及び車両に対して安全確保及び交通渋滞緩和対策を講じるよう願います。

二 縦覧期間

令和四年八月九日から令和四年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新河岸ファッションモール店

埼玉県川越市大字砂新田字新河岸道附六十一番三番外七筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

小峯喜美代

埼玉県川越市砂新田六十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年三月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百五十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午後八時三十分から翌午前九時三十分

ト 届出年月日

令和四年七月二十七日

二 縦覧期間

令和四年八月九日から令和四年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月九日から令和四年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百二十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二十九―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字小松字悪戸十八番 他三十六筆（うち一筆は一部）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百五十九立方メートル

告示

埼玉県告示第八百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三十一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市麦倉千六百五十三番七 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百三十一・八一立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百三十号

三芳町から富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ヘリコプター部品（スタータ・ジェネレータほか13品目）の購入 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年6月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

ヘリコプター部品（スタータ・ジェネレータほか13品目）

品名	型番	金額（税抜き）
スタータ・ジェネレータ	23081-072	5,735,360 円
バッテリー	447CH1	3,345,100 円
オートパイロット・コントロール・パネル	M223A60A1002	1,687,700 円
オーディオ・コントロール・パネル	ACU6101	851,400 円
モード・コントロール・パネル	E316M1023101	6,777,960 円
トリム・アクチュエータ (LONG)	261104913-1001	3,602,470 円
トリム・アクチュエータ (LATERAL)	261104913-2001	3,602,470 円
トリム・アクチュエータ (YAW)	261104921-6001	3,602,470 円
トリム・アクチュエータ (COLLECTIVE)	261104921-7001	3,602,470 円
SEMA (4MM)	704A47135072	6,761,320 円
SEMA (8MM)	704A47135071	6,806,040 円
アビオニク・ブローア・アッシー	145-0407-2	3,100,670 円
リサーキュレーション・ファン	704A41230000	1,131,360 円
フィルタ・キット IBF	B716M1049055	4,510,000 円

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ヘリコプター部品（マルチファンクションディスプレイほか1品目）の購入一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年6月14日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

ヘリコプター部品（マルチファンクションディスプレイほか1品目）

品名	型番	金額（税抜き）
マルチファンクションディスプレイ	X423C10A1005	23,926,410 円
IESI	X342C50A1004	10,120,000 円